

～新聞購読契約を中途解約したい～

住宅・土地統計調査にご協力ありがとうございました ◆問合せ／総務課 TEL 991-1898

相談事例

1 父が2年前に購読契約をした新聞の配達が始まる。契約時は健康だったが、高齢者福祉施設に入居することになり必要なくなった。解約を申し入れたら「サービス品を渡してある、拡張員にも金を払ってある」と受け付けてくれない。(60代男性)

2 今年1月から1年分の新聞購読契約を2年前に取り交わして現在購読している。必要なくなったので、今月でやめたいと販売店に申し入れたが拒否された。契約する時には「いつでもやめていい」と言われた。(20代女性)

〈お答えします〉

クーリング・オフ期間を経過した新聞購読契約の中途解約に関する相談が多く寄せられています。

新聞の訪問販売は特定商取引法により「契約書を受け取った日から8日以内」であればクーリング・オフをすることができます。しかし、クーリング・オフ期間を過ぎてからの中途解約に関する規定はなく、いったん契約すると消費者側にも契約した責任が生じますので、引越などで契約した販売店から配達を受けられないなどの特別な事情がない限り、一方的に購読をやめることはできません。この場合は、販売店との話し合いになり、解約料や景品相当額の返金を請求される場合もありますので、契約をする際には慎重に対応する必要があります。

1 長期間の購読や数年後の購読は契約前によく考えましょう。

「〇年先から〇年間」のような契約は、その時には大丈夫だと思っても、事情が変わって購読できなくなることもありますので、景品などで強く勧誘されても不要ならきっぱり断りましょう。

なお、受け取った景品の返還義務については、特定小取引法に規定はありませんが、返還できるのであれば解約の話し合いの際に購読期間に応じた返還を申し出してみるのもよいでしょう。

2 大事なことは契約書面で取り交わしておきましょう。

「いつでもやめていい」と言われたから契約したとしても、それが書面で残っていなければ証明することが難しくなり、言った言わないのトラブルになりがちです。後々のトラブルを避けるために大事なことは書面に残し、書面を受け取ったら大切に保管しておきましょう。

3 契約書面の内容をよく確認しましょう。

購読期間を定めていない契約であればいつでも解約できますが、通常は3か月や1年間などの一定の購読期間を定めて契約します。

この時の契約書面に「契約期間満了前に購読を継続する、しないの意思表示をすること」という旨が記載されていることもあります。継続しないと申し出なかったために引き続き配達されている場合は「期間の定めのない契約」となり、いつでも解約できますが、解約すると購読料金を日割りで精算することになります。

小鳩だより



松伏町民生委員・児童委員協議会広報部会
問合せ／福祉健康課社会福祉担当
☎ 991-1874

「ボランティア・おむつたたみ」

私たち民生委員・児童委員は、月1回、中川の郷療育センター(重症心身障害児施設)に訪問し入所者の「おむつたたみ」のお手伝いをしています。

中川の郷では、近隣市町の団体、個人が毎月100名ほど「おむつたたみ」等のボランティアに来ているそうです。

社会奉仕等ボランティアに興味のある方は、余暇を利用して中川の郷療育センターにお手伝いに行ってみませんか。

■問合せ／中川の郷療育センター
☎ 992-2701



私たち民生委員・児童委員は、地域が全て守心して暮らせるよう願っています。

わが家のエンジェル

My Sweet Faces!

このコーナーではお子さんの写真を紹介しています。
◆写真・住所・ご両親の氏名とお子さんの氏名(ふりがな)・生年月日・電話番号・簡単なコメントを添えて、総務課 秘書広報担当までお申込みください
◆応募多数の場合は、先着順に掲載します



たなかりの
田中莉乃ちゃん
[H17.12.26]

りゅうく
隆空くん
[H19.8.30]

コメント

Cute!!な笑顔の二人☆
【隆宏・由香里】
(ゆめみ野4丁目)



おおきいく
大木郁くん
[H14.9.22]

りこ
莉瑚ちゃん
[H19.12.1]

こあ
心愛ちゃん
[H17.6.13]

コメント

かわいい孫達(いとこ同士)
元気に明るく仲良くね!
【幸子(祖母)】
(田中三丁目)